

令和5年度大野城市介護施設、障がい福祉施設及び保育所等物価高騰対策支援金（後期分）給付事業実施要綱

令和6年1月26日

要綱第9号

（趣旨）

第1条 この要綱は、光熱費及び燃料費が高騰する中で、介護施設、障がい福祉施設及び保育所等を運営する事業者を支援することを目的として市が給付する令和5年度大野城市介護施設、障がい福祉施設及び保育所等物価高騰対策支援金（後期分）（以下「支援金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）において使用する用語の例による。

（対象事業者）

第3条 給付の対象事業者は、令和5年12月1日（以下「基準日」という。）において、市内に所在する次のいずれかの事業所又は施設を運営する者（申請日において事業を廃止し、又は休止している者を除く。）とする。

- （1）別表第1に掲げるいずれかの介護サービス又は障がい福祉サービス（以下「サービス」という。）を提供する事業所又は施設（本市が指定する事業所又は施設に限る。）
- （2）認可保育所（大野城市立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和42年条例第23号）第2条に規定する保育所を除く。）
- （3）幼保連携型認定こども園

（支援金額等）

第4条 前条各号に掲げる事業所又は施設を運営する者に対する支援金の額は、別表第1に定める額（前条第3号に掲げる施設のうち、児童の登降園に使用する送迎バスを保有するものにあつては、当該額に基準日における定員数のうち、子ども・子育て支援法第19条第1号に規定する児童の定員数に800円を乗じて得た額を加算し

て得た額)とする。この場合において、定員数及び事業所数又は施設数は、前条第1号に掲げる施設にあつては基準日時点で市に届出をしている数、前条第2号及び第3号に掲げる施設にあつては基準日時点の認可定員数によるものとする。

(支援金の申請)

第5条 支援金の給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和5年度大野城市介護施設、障がい福祉施設及び保育所等物価高騰対策支援金(後期分)給付申請書兼請求書(介護施設又は障がい福祉施設等分)(様式第1号)又は令和5年度大野城市介護施設、障がい福祉施設及び保育所等物価高騰対策支援金(後期分)給付申請書兼請求書(保育所等分)(様式第2号)に別表第2の左欄に掲げる施設の区分に応じ、当該右欄に掲げる書類を添えて、令和6年2月29日までに市長に提出しなければならない。

(給付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査の上、給付の可否を決定し、令和5年度大野城市介護施設、障がい福祉施設及び保育所等物価高騰対策支援金(後期分)給付(不給付)決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するとともに、速やかに支援金を給付するものとする。

(決定の取消し)

第7条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により前条の規定による支援金の給付の決定(以下「給付決定」という。)を受けたときは、給付決定の全部又は一部を取り消すものとする。この場合において、既に当該取消しに係る部分に対する支援金が給付されているときは、申請者に対し、期限を定めて当該支援金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により給付決定を取り消したときは、令和5年度大野城市介護施設、障がい福祉施設及び保育所等物価高騰対策支援金(後期分)給付決定取消通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(譲渡又は担保の禁止)

第8条 支援金の給付を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年1月26日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和16年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1 (第3条、第4条関係)

区分	高圧受電 の使用の 有無	都市ガスの 使用有無	給付額
小規模多機能型居宅介護 (宿泊) 認知症対応型共同生活介護	有	有	定員1人当たり 26,300円
地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護	有	無	定員1人当たり 25,900円
	無	有	定員1人当たり 21,200円
	無	無	定員1人当たり 20,800円
小規模多機能型居宅介護 (通所) 認知症対応型通所介護	有	有	定員1人当たり 13,900円
地域密着型通所介護	有	無	定員1人当たり 13,700円
	無	有	定員1人当たり 11,400円
	無	無	定員1人当たり 11,200円
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援 介護予防支援 地域包括支援センター	無	有	1事業所当たり 54,900円

小規模多機能型居宅介護（訪問） 計画相談支援 障害児相談支援	無	無	1事業所当たり 53,700円
認可保育所 幼保連携型認定こども園	有	有	定員1人当たり 1,900円
	有	無	定員1人当たり 1,800円
	無	有	定員1人当たり 100円

備考

- 1 同一のサービスについて介護サービス及び介護予防サービスのいずれの指定も受けている場合は、1つの事業所として取り扱うものとする。
- 2 認可保育所において園舎（本園又は分園をいう。）によって高圧受電の有無又は都市ガスの使用の有無が異なる場合は、有に該当する園舎の定員を適用する。

別表第2（第5条関係）

施設	書類
高圧で受電する事業所又は施設	高圧電力を受電している事業所又は施設であることが確認できる書類（電気料金の請求書等をいう。）の写し
都市ガスを使用する事業所又は施設	都市ガスを使用している事業所又は施設であることが確認できる書類（ガスの検針票等をいう。）の写し
幼保連携型認定こども園	児童の登降園に使用する送迎バスを保有していることが確認できる書類の写し